

(案)
賃 貸 借 契 約 書

秋田県立比内支援学校長 伊藤 登美子（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、
下記の条項により生徒用ノートパソコン（以下、「物件」という。）の使用賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の趣旨）

第1条 この契約は、当該契約物件を乙が甲の使用に供するとともに、乙に物件の使用に対する使用賃貸借料を支払うことを目的とする。

（契約物件）

第2条 契約物件及び設置条件は次のとおりとする。

物 件 名	ノートパソコン	
機 種 等	別紙のとおり	
数 量	12台	
設置場所	秋田県立比内支援学校	5台
	秋田県立比内支援学校かづの校	4台
	秋田県立比内支援学校たかのす校	3台

（賃貸借料及び消費税額）

第3条 使用賃貸借料は、月額 円
（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 秋田県財務規則第178条第 号により契約保証金は免除するものとする。
（※免除の場合）

（契約期間）

第5条 契約期間は、令和7年3月1日から令和12年2月28日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳出歳入予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた賠償を請求することができない。

（納入（設置）の確認及び引渡し）

第6条 乙は、甲が指定する設置場所へ物件を搬入し、使用に必要な設置調整作業を行い、すべての作業が完了した時をもって引渡が行われたものとする。

（納入（設置）費用等の負担）

第7条 この契約に基づく物件の納入（設置）及び撤去に要する全ての費用は、乙の負担とする。

（履行遅延の場合における延滞違約金）

第8条 乙の責に帰すべき事由により賃貸借期間の始期に物件を借受けることが出来ない場合においては、甲は、延滞違約金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の延滞違約金は、第3条で定める金額に1.2を乗じて得た額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額とする。

ただし、計算して求めた額の総額が100円未満のものについては、これを免除する。

(賃貸借料の支払)

第9条 乙は、毎月の賃貸料を甲の定める手続きに従って、翌月以降に甲に対し請求するものとする。

2 前項の請求は、甲が当月分に行う検査に合格した場合でなければすることができない。

3 甲は、乙から第1項による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(機器の交換又は改造)

第10条 機器の交換又は改造は、あらかじめ書面にて乙の承諾を得たうえ、甲の負担で行うものとする。

2 交換又は改造によって契約内容を改訂する必要がある場合は、変更契約の締結をするものとする。

(瑕疵担保責任)

第11条 乙は隠れたる瑕疵により機器の運転及び操作に支障または不能を生じたときは、速やかに補修、交換等の必要な処置を講じなければならない。

(機器の設置場所移転)

第12条 甲は、第2条による定める設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の同意を得なければならない。この場合において物件の移動は乙が実施し、その移転に要する費用は甲が負担するものとする。

(損害賠償の請求)

第13条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって物件を毀損し、乙に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求できる。

(機密漏洩の禁止)

第14条 乙又は乙に係わる従業員は、この契約の実施に際して知り得た業務上の機密を外部にもらし、又は他の目的に利用してはならない。

この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(料金の改定)

第16条 契約期間において、法令の改定、公租公課の増減、物価の変動、その他経済事情の変化により料金を改定する必要がある場合、乙は料金改定日の1ヶ月前までに書面により料金の改定を甲に通知し、甲乙協議の上、新料金を決定するものとする。

(契約の解除)

第17条 甲又は乙は、1ヶ月前に文書によって相手方に通知することにより、この契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき、書面をもって通告し、この契約を解除することができる。

(機器の返還)

第18条 第5条又は前条の規定によりこの契約が終了した場合は、甲は、物件を速やかに乙に返還するものとする。

2 乙は、甲から連絡を受けたときは速やかに契約機器を引き取るものとする。

3 機器に欠損があった場合には、乙はその旨文書で確認するものとする。

(善良な管理者としての義務)

第19条 物件の所有権は乙に属し、甲は、該当物件を善良な管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

2 甲がその責に帰すべき事由により物件に損害を及ぼしたときは、乙は甲に対し賠償を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第20条 甲及び乙は、互いに相手方の承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利又は義務を他人に譲渡し、又は継承させてはならない。

(疑義の解決)

第21条 この契約に定めのない事項又は、この契約について疑義の生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議のうえこれを定めるものとする。

(紛争の処理)

第22条 前条の協議によってもなおこの契約の履行につき紛争が解決できない場合は、甲の所在地を管轄する裁判所で紛争を処理することができる。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 7年 2月 日

甲 大館市比内町達子字前田野 1 - 2
秋田県立比内支援学校長 伊藤 登美子 ㊟

乙

㊟